

淀川水系流域委員会 第37回委員会

議 事 録 (確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員、西野委員

日 時：平成17年1月11日（火） 13:30～16:10

場 所：みやこめっせ 地下1階 第1展示場

〔午後 1時30分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第37回委員会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前にいつものように幾つかのご確認、お願いをさせていただきます。まず、資料の確認をさせていただきます。封筒の中の資料でございますが、まず最初に黄色い紙でございます「発言にあたってのお願い」でございます。それから本日の議事次第、その次に配付資料リストでございます。

続きまして配付資料の内容でございますが、資料1「前回委員会（2004.12.20）以降の状況報告」でございます。それから、資料2-1の枝番が3つございますが、資料2-1-1「平成16年度事業の進捗点検に関わる意見書（案）琵琶湖部会」でございます。それから資料2-1-2、同じく淀川部会でございます。それから資料2-1-3、同じく猪名川部会でございます。それから資料2-2「地域別部会の開催経過について」でございます。それから資料2-3「河川管理者からの提出資料一覧」でございます。それから資料2-4「各地域部会での検討経緯（結果概要）」でございます。それから、資料3-1「事業中のダムについての意見書（案）」でございます。それから資料3-2「事業中のダムについての意見書（案）に係わるアンケート調査結果」でございます。それから資料3-3「ダムワーキングの開催経過について」でございます。それから資料4「今後のスケジュール」でございます。最後に、参考資料1といたしまして「委員および一般からのご意見」でございます。

資料の中で1点ご説明するのを忘れてしまいました。資料2-1-1の後ろに、A4の1枚でございますが、「平成17年1月10日水位操作追加意見」というペーパーを挟ませていただいております。資料等につきまして過不足等がございましたら庶務の方までお申しつけください。

それから、引き続きまして発言に当たってのお願い等でございます。本日も一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定です。その際は、黄色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。ご協力お願いいたします。会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくか、

■淀川水系流域委員会 第37回委員会（2005/1/11）議事録

あるいはマナーモードに設定をお願いいたします。本日、16時30分には終了させていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

○芦田委員長

芦田でございます。ただいまから会議を開催いたします。もう流域委員会も設立以来 4年になるわけでございます、いよいよ大詰めを迎えております。きょうとあと1回で終わりになるわけでございますが、この間、新しい川づくりを目指して提言とか意見書とか、いろいろ活発に活動を展開してまいりました。その結果、国土交通省の方におかれましても基礎案をつくって、既に新しい川づくりが始まっているわけでございます。この川づくりを確固なものにするためには事業の点検、見直しというのをやっていくことが非常に大事でございます、我々委員会にもそれをやってほしいという依頼を受けているわけでございます。それにつきましては地区部会で検討していただいております、きょうその経過を報告していただくわけでございますが、それが第1の議題でございます。

それから第2の議題は、前回も議論いたしましたダムワーキングの報告、これを受けまして検討するわけでございますが、これにつきましては前回以降、前回の議論を受け、そしてその後の皆さんの意見を踏まえてワーキンググループの方で随分検討していただいておりますので、きょうそれを説明いただいて、できればきょうじゅうにいろいろ決定したいと思っております。よろしくお願いいたします。

1) 状況報告

○芦田委員長

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。まず、状況報告を庶務の方から願います。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、状況報告ということで資料1をごらんいただけますでしょうか。前回委員会が今年の12月20日に開催をされております。それ以降の状況報告につきましては、1ページ目には結果報告をつけさせていただいておりますが、それ以降の会議でございますが、2ページをお開きください。8番が36回委員会、12月20日ということですが、それ以降でございますが、12月23日木曜日に第25回猪名川部会を開催してございます。こちらは事業の進捗点検等を中心とした審議でございます。

それから1月8日、第41回運営会議が開催されております。これは本日の委員会の運営方法等の

審議でございます。それから1月8日土曜日、これは同じ日の午後でございますが、第31回琵琶湖部会を開催してございます。こちら事業の進捗点検等を中心とした審議ということでございます。

結果報告等につきましては現在一部確認中でございますが、次回委員会等には提出をさせていただきたいと思っております。以上です。

○芦田委員長

何かご質問はございますでしょうか。

2) 地域部会における検討経過

○芦田委員長

それでは次に移りたいと思っております。次は地域部会における検討経過でございます。これにつきましては、前の検討経過について庶務の方から資料の説明をお願いします。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

関連資料としまして、資料2のシリーズでつけさせていただいております。それで資料2-1の関連ですけども、これは枝番で資料2-1-1から2-1-3までございます。各地域別部会別に「進捗点検に関わる意見書（案）」ということで、資料2-1-1が琵琶湖部会、2が淀川部会、同3が猪名川部会という形で提出させていただいております。資料2-2に関しましては、これまでの進捗点検にかかわる地域部会の開催経過について示させていただいております。2-3につきましては、部会に河川管理者から提出された資料の一覧ということでつけさせていただいております。2-4に関しましては、各地域部会での議論がわかりますように結果概要という形でつけさせていただいております。資料につきましては以上になります。

○芦田委員長

何かございますでしょうか。それでは、これから各部会から報告いただくわけでございますが、我々が国土交通省から依頼を受けている件は具体的な整備内容について事業が始まっているわけでございますが、それについて妥当かどうかという見直し点検、あるいは検討している内容がそれでもいいかどうかということについて検討・見直しというか意見を述べるわけでございますが、それは各地域別部会にかかわる問題でございますので地域別部会で検討していただいております。我々地域別部会としましては、その諮問に答えるような回答というか、それを審議していただいているわけでございますが、そのほかにいろんな課題がございまして、整備計画には載ってないけれどもこういうことをやる必要があるんじゃないかというような課題とか、こういうふうを検討していくべきであるというようなこととかを広く議論していただいているようでございますので、そういうものも含めてお話いただくわけでございますが、個々の課題についてはここで詳細に議

論する必要がないと思いますので、まず概要を説明していただいて、各地域部会からこの委員会で検討すべき項目というのを中心にご説明いただいたらありがたいと思っております。それでは、琵琶湖部会の方からご説明をお願いしたいと思います。

○川那部委員

琵琶湖部会の報告を川那部がさせていただきます。資料1の状況報告のところで庶務から言ってもらいましたように、ここに書いてあるもののほかに、つい先日最後の琵琶湖部会をいたしまして、今から申し上げます進捗点検にかかわる意見書を出させていただきました。琵琶湖部会の進捗点検にかかわる意見書は2－1－1という項目で出ております。

1 ページ目の目次のところを見ていただきますと、琵琶湖部会の場合にはほかの部会の現在まで出ているものについて少し特徴がございまして、その1つは2番目の、いわゆる整備事業の個々の項目に対する進捗状況のところについて、琵琶湖部会に直接関係するものについてこういうことが行われているかどうかということに対する点検のほかに提言書、あるいは一番最初の基礎原案への具体的な整備内容シートのときに、こういう問題は琵琶湖部会にかかわる琵琶湖及びその周辺に関する部分について、ぜひ実施あるいは検討をしてもらいたいというふうに申ししていた項目について書かれていないというものがあります。

したがって、そういう内容のものについて、検討になっていないけれども、これは琵琶湖部会としてはこういうことを次に検討されるべきであると、つまり進捗状況のところに書いてないものについて、そのことについて、やはりおやりになるべきであろうという、そういう意味を含めた、その点も進捗状況に関する、明らかに点検であるというふうに考えましたので、その項目が入っております。そのために少し量として多くなっているかもしれませんが、また枝番がついておりますものについて、琵琶湖の周辺のものにないようなものについて、例えば淀川の本川に関するような番号のものについて、このような内容の点検を同様に琵琶湖、あるいはそれに進む河川についても行われるべきであるというような形で進捗状況の点検をさせていただいたというのが1つの特徴であろうかと存じます。

それから2番目には、琵琶湖部会が扱いますもの場合には2つの非常に大きな問題があると思っております。そのうちの1つの琵琶湖の水位に関する問題というのは、これは非常に大きい議論をするべき問題でございまして、琵琶湖自身、あるいはその周りの問題と同時に、下流に対してもこれは大変な影響を及ぼす問題でございしますから、この点に関してはただ1つの項目の進捗点検だけでは到底議論が尽くせないであろうという意味で、この件に対しては改めて3節、「琵琶湖水位操作について」という項目を入れさせていただきました。

それから、もう1つ琵琶湖の場合にはちょっと特別の問題がございまして、それは一般的に、普通の河川の場合には下流の方で直轄が行われて、上流へ行くにつれてそれが指定河川といって地方自治体に渡されるところがあり、あるいは2級河川になるというのが一般的な状況でございます。けれども、この琵琶湖淀川水系に関しましては、琵琶湖部会が特に扱っておりますところについては琵琶湖の上の部分について、琵琶湖へ流入している河川について一部分が直轄で行われているけれども、琵琶湖そのものは、少なくとも表向きは指定河川の扱いをしているというようなところもございまして、特に淀川水系流域委員会で全体として申し上げたことでございますけれども、特に直轄の部分だけを扱うのではなくて、周りとの連携を極めて見事にとっていただいて、水系全体として考えてもらうという部分がどうしても琵琶湖部会の場合には特に大きい問題として出てまいります。

そのことを中心にいたしまして4番目に、基礎案で書いておきましたことについて、まだこの点はそういう努力をかなり、いわゆる「河川管理者」はなさっておりますけれども、まだそこでは不十分ではないかというふうに思い、今後一層の検討をしていただきたいというような内容について一般的な議論を4節としていたしたということになります。

したがって、琵琶湖部会の場合には3節、4節という特別のものがついておりますけれども、これはそれをつけた形のものが実際に事業を進捗してくださっている内容に対する点検であるというふうに思っております、いわば参考資料ではなくて進捗点検にかかわる意見書の中に3と4とを入れさせていただいたというのが特徴かと思っております。以上でございます。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。それでは淀川部会の方、お願いします。

○寺田委員長代理

淀川部会の報告をしたいと思いますけれども、資料2-1-2に淀川部会の意見書案をつくっております。淀川部会の方では、この基礎案の整備シートについての進捗状況に関する検討、10月からの第26回、第27回、第28回、3回の部会を通じていろいろ検討をいたしました。項目がたくさんありますので、特にほかの部会の方とも関連のある、大切なテーマについての部分だけ少しコメントをしたいと思います。

この資料2-1-2の最初に、「計画」というところで整備シートの「計画-1」の番号、これは河川レンジャーのところであります。河川レンジャーは、皆さんご承知のとおりこの委員会が具体的に設置を提言をしたわけですが、この提言に基づいて、河川管理者の方ではその具体化に向けての検討をされて、ここの意見書案の一番下の方にも載っておりますけれども、平成15年9月に

宇治川周辺の河川レンジャー検討懇談会というものを設置をされて、そしてその河川レンジャーの具体化に向けての1つの試行として活動を開始されています。その点は非常に評価できることじゃないかというふうに思うんですけども、ただこの河川レンジャーというものの今後のあり方というものにつきましては大変検討課題がたくさんあります。そういう点では、この1カ所だけじゃなくて、いろいろなところでいろいろなパターンの試行をやっていく中で、この河川レンジャーが果たすべき役割とか、また権限とか、組織のあり方とかいうふうなものについては十分に検討していく必要があるということで、そういう趣旨のことを意見の中身として書いております。

それから治水の方のところで、治水のシート番号「治水－1」、ここは「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」という事業名の整備シートでありますけども、これも淀川部会だけではなくてすべての地域にかかわることです。ここで書いています意見書の案の一番中心になりますのは、今回の河川管理者の方の整備シートをいろいろ拝見していて、流域委員会の方が意見として提案をしたこの協議会のイメージと河川管理者の方が実施に向けて検討されているイメージが少しずつがあると。

河川管理者の方は、既存の水防団であるとか消防団、町内会、自治会、こういうふうな既存の組織を通じてかなり大きい形で住民会議というものを考えになって、それにかかなり大きな役割を期待されているということでもあります。住民会議というものを1つの住民参加の具体化の中身として、この住民会議にいろいろ役割を持たせるということは大変注目すべきことで評価できることなんですけども、ただこの住民会議というものは、既存の行政主導のようないろいろな組織というものを核にするというやり方では、新しい形のものがつくりにくいんじゃないかと。もっと小さな単位で地域に根差した意見が吸い上げられるような、そういう形の住民会議というものを考えていった方がいいんじゃないかと。いわゆるトップダウン方式ではなくて、小さな単位から逐次中規模、また大きな規模の組織というもので束ねていくというふうな形のものが望ましいんじゃないかということはこの意見の中で言っております。もし、こういう部分でほかの地域部会の関係でご意見があれば、ぜひお出しいただきたいというふうに思っております。

それからもう1点だけ、次の次ですけども、治水のシート番号9番、これは堤防強化のところなんです。この堤防の強化も、まさにこれは各地域部会共通の非常に大きなテーマであります。この堤防強化につきましても、実は河川管理者の方では堤防強化検討研究会というものを設置されて、既に検討されて一定の報告をお出しになっているわけであります。これまでの治水についての河川管理者の方のスタンスといいますか、というものからかなり1歩踏み出して堤防強化というものの必要性、また重要性ということを十分に認識をされて、そして事業化されようとしているということは、

これも注目に値する非常に重要なことだと思います。

ただこの点も、いろいろこの意見書案の中では、この堤防強化というものがより今後、この治水の対策の重要な柱として位置づけをされて前進するようなことを積極的をお願いをしなくてはいけない。そういうことを目指した、やはり第2次のまたこの強化検討委員会なんかもつくって、本当に効果的な実効性のある強い堤防を少しでも早くいろいろなところで実施をしてくための検討をやる必要があるということをこの意見書案の中では述べております。こういう点も、できましたらほかの部会の方でご意見があればぜひお聞きをしたいと思っております。

最後になりますが、このきょうの意見書案はまだ部会としても最終確定ではなくて、次回の最終の委員会までに字句等を確定をさせまして提出をさせていただくことにしたいと思っておりますので、ほかの部会の委員の皆さんからも、なおご意見等ございましたらお聞かせいただきたいというふうに思っております。以上です。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。それでは猪名川部会の方、お願いします。

○池淵委員

それでは、猪名川部会の部会長代理をしております池淵の方から、猪名川部会での事業の進捗点検にかかわる意見書案という形の資料を用意させていただいております。それをピックアップしながら、少しご報告とご説明をしたいと思いますが、猪名川部会ではこの事業進捗に対しまして実施項目というのが、治水でのあるエリアでの堤防補強というものと、川西・池田地区の築堤の実施と、この2つの実施項目と、あと調査検討項目というのが、先ほどお話がありました河川レンジャー初め、多くの調査検討項目が河川管理者さんの基礎案を、さらにその中で、その事業進捗に向けての検討調査項目、そういう形の説明もいただいております。そういった中身を踏まえて、それぞれの項目に対しての事業進捗報告の意見というような形のものを用意させていただいております。

少しカラー版が入っておりますけれども、これは事業進捗等にかかわる河川管理者さんの説明の部分の少し内容として盛り込むという形で、そういった形のものを挟み込んでおるという体裁で描いてございます。その中で河川レンジャー、先ほど出ておりましたけれども、猪名川では基礎案のその後、これについての準備会が立ち上げられ、それに対して進捗の内容を踏まえて意見を付させていただくという内容を書かせていただいております。

それから環境、これも非常に多くの調査検討項目がございますが、そういった中身を踏まえて基礎案と事業進捗について、事業進捗の報告に対する意見というものを、各項目について内容を意見としていろんな形で評価と課題、それから追加の意見と、そういうような形を付させていただいて

おります。

それから、治水につきましてはほとんど、水害に強い地域づくり協議会という形のもので立ち上がり検討がなされているということでございますが、そのほかに堤防補強のそれぞれの区間について事業進捗の経過を踏まえた意見を付記させていただいております。

利水につきましては、これも琵琶湖淀川水系全体ということでございますが、猪名川部会に関連の深い部分につきまして、意見を付させていただきます。それから、利用のところでは、猪名川部会としては非常に特徴的で、この河川敷の利用率が65%という都市河川というものもありますけれども、これを何とか縮小する方向の努力なり目標、そういったものを付して、その方向に向かうべき形のスタンスをとってもらえるような形の意見をつけさせていただきます。

それから最後に、余野川ダムにつきましてはダムワーキング等で検討がなされておりますけれども、我々の猪名川部会といたしましては、狭窄部上流の浸水被害の軽減の対策方針、そういう中で出されてきましたいろんな代案、そういう形のを踏まえたと、猪名川の自然特性、社会特性を考えますと、やはり可能な限りダム以外の方法で対応を図るスタンスを持ちながら、狭窄部上流の浸水被害軽減策として調査検討された内容、とりわけ既設ダム、一庫ダムを一層高度活用して治水強化を図る方策、及び流域対応として考えられている多くの項目、それを積極的に推進すべきであるという立場から、余野川ダムのいろんな代案の中身を精査して、そういうものに対する意見を進めるという形でなさせていただきます。それから、猪名川部会としても余野川ダムについてダムワーキングのレベルまで十分審議等ができておらないわけでありまして、スタンスとしてはダムワーキングで描かれた、そういう形での意見に整合を持つような形で猪名川部会としても少しそういう意見を付させていただきます。ただ、これも今現在、猪名川部会の各委員に最終バージョンとしてこのような内容、字句等も含めて合意、チェックをかけているということでございますので、最終版は次回に取りまとめられる、そういう位置づけでご説明と報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。ただいま各部会から報告いただきましたが、これについてこれから討議するわけでございますが、特に琵琶湖部会の方からは琵琶湖水位操作の問題とか、あるいは基礎案の課題というようなものも同時に提起していただいたわけでございます。これは委員会としても受けとめていくべき重要な課題であろうと思うんですが、この各部会の意見書を委員会としてどういうふうにまとめていくかというようなことを含めてご意見をお伺いしたいと思います。あるいは、今ご説明いただいた内容についても結構でございますが、皆様のご意見をお伺

いしたいと思います。よろしくお願いします。

○川那部委員

淀川部会の方から計画のことについて、河川レンジャー問題について、あるいはその後の治水のところでそういう組織の問題について発言いただきましたけれども、琵琶湖部会の方も見ていただきますとわかりますように、こういうものは一方で現在、実際に存在しているいろいろなものを実に上手に使うという方がいいのではないかと。琵琶湖の周りにはいろいろな意味での小さい、あるいは大きい、そういうようなものがございますので、必要に応じておのこのところでやるのがよろしいと。一律に決めるというようなやり方だけではない方がいいのではないかなというようなことを猪名川部会でも聞かせていただきました。そういう点では淀川部会の意見と大変よく似ているということをつけ加えさせていただきます。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。そのほかは。

琵琶湖部会でご提案いただいております水位操作の問題とか、それから基礎案に反映されてない問題というようなものは委員会として議論する必要があるんじゃないかと思うんですが、特に補足的にご説明いただけないでしょうか。資料を出していただいていますので。

○川那部委員

これも先ほど申し忘れましたが、琵琶湖部会の内容はこれで決定ではございませんで、見ていただいたらわかりになりますように、線を青で書いてあったり消してあったりなっているということは、今後も少し変えることを十分考えている最中で、したがって淀川部会あるいは猪名川部会と同じように決定項ではないということでございますが、一番最後のところで、この辺を少しまとめる役をしていただいた方からかわって説明していただけますか。では、水位のところを嘉田さん、お願いできますでしょうか。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。それでは水位操作の意見書を手短にご紹介させていただきます。資料2-1-1の39ページです。ここにはまず要約を上げております。次のページ、40ページ以降51ページまでは、なぜそのような要約の意見を出したのかという理由を、少々長くて申しわけないんですが10数ページにわたって書いております。それから、1枚ものの番号のないもの、これは「水位操作規則の変更に伴う今後の検討項目まとめ」というものです。上と下が黒ですが、青いところが入っている1枚もの、この3つの資料をもとに少しご説明させていただきます。

まず、水位操作の琵琶湖部会での議論ですが、この間、1月8日にいたしました。それで、1月

8 日段階の資料は黒文字です。実は、その中で出された意見、あるいはその後もいただいた意見を含めて青い文字が入っております。ですから、黒い文字のところまでは1月8日の琵琶湖部会ではば了解をいただいたもの、その後、ほんの3日しかなかったんですが、その3日の間に追加修正をしたところが青い文字のところとご理解をいただいたらと思います。ポイントを申し上げますが、39ページに戻っていただきたいんですけども、琵琶湖の水位操作についての意見の要約でございますが、大事なところですので読ませていただきます。

「琵琶湖の水位操作については（１）急激な水位低下と、（２）数週間から数カ月におよぶ低水位（長期的な低水位）が当面の政策課題となっているが、短期的課題に対応するだけでなく、「新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生」という長期的な視点から、以下にその提言の要約を記す」。「平成4年に制定された瀬田川洗堰の操作規則の見直しを行い、洪水期制限水位」、これは第1期が6月16日から8月31日でマイナス20cm、第2期が9月1日から10月15日でマイナス30cmです、この洪水期制限水位を引き上げて、「琵琶湖水位±0cm付近に変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作規則」にするという提言です。とはいえ、これは自然に放置する、ではございません。ここをお間違えないように。「自然のリズムに近い水位操作規則に変更することを強く要望する」です。理由は以下の3点である。

（１）ですが、「琵琶湖は58種もの固有種をはぐくむ天然の湖沼であり、世界的にも貴重な古代湖である。これまで治水、利水目的のためだけに人為的に水位操作を行ったことで、琵琶湖の豊かな生物多様性および自然環境は危機に瀕しており、早急に保全・回復する必要がある。これは生物多様性に即して育成されてきた文化の多様性ともいえる水陸移行帯の多面的機能の再生にもつながるものと期待される」。

2点目ですが、「洪水期制限水位をひきあげることで、琵琶湖沿岸域の洪水リスクが増大するが、洪水リスクはゼロにはできない。人命に関わるような壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低く、洪水リスク増大に見合う経済的補償など、ソフトな政策的措置で対応が可能である」。

3点目が利水問題ですが、「利水問題についても、洪水期制限水位を±0cm付近に引き上げることで、既往最大の渇水というリスクに対しても、琵琶湖の利用低水位である－1.5m以内にその水位を抑えることができる見込みがある」。大変慎重な表現ですが、このようにさせていただきました。その理由は以下10ページほどになっておりますが、40ページ以降、見出しだけご紹介させていただきます。

まず、琵琶湖の水位操作に関しては大変長い歴史的経緯がございます。それで、3. 1として「歴史的にみる琵琶湖水位問題」といたしまして、まず古代湖としての何十万年の中で水位は変動

してきているのですが、それに合わせて生き物、あるいは人々が生きてきたということを3. 1. 1に書いてあります。

3. 1. 2は、その後、江戸時代、特に上下流、上流というのは琵琶湖辺、下流というのは大阪、京都も宇治あたりも含みますけれども、その上下流が治水をめぐる大変葛藤状態にあったということを記述してあります。それを受けて、3. 1. 3では明治29年に河川法が制定されます。それによって南郷洗堰が明治38年に建設されます。とはいえ、やはり大正から昭和の時代はまだ洪水は起きております。琵琶湖辺ですね。また、琵琶湖の下流、淀川でも大変大きな洪水が起きているわけです。

そのようなことを解決しようということとあわせて、つまり治水問題に合わせて経済成長の利水という新たな要求が戦後、特に出てくることによって琵琶湖総合開発が利水と治水を目的になされます。それが琵琶湖の多目的ダム化です。そのときに、昭和30年代に琵琶湖生物資源調査というのがなされたんですが、それに従ってさまざまな手は打ったんですけれども、果たしてどこまで有効であったかということが今きちんと検証されておりません。そのようなことが3. 1. 6と1. 7ですね。

それを歴史的背景といたしまして、3. 2のところでは洪水期制限水位というのがどういう経緯で成り立っているのか、かなり技術的ではございますけれども、瀬田川洗堰の操作規則の具体的な事例について説明しております。特に、洪水期制限水位というのは琵琶湖辺の治水リスク、つまり浸水リスクを低くするという事で湖辺の人たちにはある意味歓迎されたわけです。それがねらいではあったわけですが、そこで思いもよらない影響が出てきたというのが3. 2. 2のところです。特に春先、夏のコイ科魚類の産卵場の破壊、あるいは減少というようなところでございます。それを詳しく3. 2で書き、また3. 2. 3では、ここもかなり緻密過ぎるかもしれませんが、長期的な低水位が琵琶湖生態系に与える影響ということで展開させていただいております。

結論的に申し上げますと、自然のリズム、つまり春先の菜種梅雨、それから6月の梅雨、それから秋の台風、つまり自然のリズムをなくすことが人間にとっては都合がいいが、琵琶湖そのものの生態系、あるいは琵琶湖に暮らす生き物にとっては大変致命的な影響があったということが改めてここでわかってきたわけです。つまり、92年段階では想像ができていなかったということです。それゆえ、琵琶湖環境に配慮した新たな水位操作を先ほどの要約のような形で提案をさせていただいたわけです。ただし、このような新しい提案というのは政策的にも、あるいは社会的にも合意を必要とするものでございますので、一部シミュレーション、河川管理者が出されたダムワーキングにおけるシミュレーションの結果を検討させていただいた、それが3. 3でございます。

つまり、琵琶湖周辺で洪水リスクがどれほど増大するのか、かなり具体的に何ヘクタールの水田が水につき、どの季節だったらどれぐらいの農業被害があるということを出しておりますが、これは今詳しくは申し上げません。結論的に申し上げますと、琵琶湖の湖岸の浸水というのはじわじわと上がってまいりますので、堤防が破壊されるような形で死者が出るような被害はないとは言いませんが、大変少ないです。ですから、ある程度経済的補償が可能ではないかという提案です。そのために新たな政策手段、遊水地域対応、あるいは保険、あるいは共済制度、さまざまございます。これはぜひ日本の河川政策を今後研究してほしいところでございます。そのような治水リスク増大の政策を加味しながら方向を考えていただきたいという意見です。

それとあわせて、洗堰の操作というのは下流の、特に京都、大阪の下流の治水と深くかかわっているわけです。これは100年来、あるいはその前からの課題でございまして、3. 3. 3のところでは、いかに淀川周辺が今、例えば昭和28年程度の、あるいはその規模の水害が起きたらどれだけ被害が大きくなるかというようなことをある程度の現地調査も踏まえて解説をしております。

それから、3. 4は渇水期の瀬田川洗堰の操作でございしますが、琵琶湖淀川水系というのは、もとも水不足を余り経験しておりません。福岡、高松など日本の各地の事例を見ると渇水を過去30年ほどの間に経験しているんですが、琵琶湖淀川水系は幸い、琵琶湖があることにより大変豊かな水道水の利用をしております。つまり、「使いたいだけ使うことができる」という水構造の中にあるわけです。ですから、これまで河川管理者の方が出してきた渇水期の対応というデータそのものが大変局部的ではないかということをここではお示ししております。さまざまな節水努力、あるいは水源の多様化、つまり地下水、わき水など、さまざまな水源を活用するような、そういう水政策を行うことでこの渇水期問題というものに対する政策が打てるだろうということです。そのことは地震、あるいは水害も含めてですが、さまざまな万一のときのリスク、社会としてのリスクを低めることにもつながるということです。つまり、1つの水源だけに琵琶湖淀川水系1700万人が依存しているわけですが、そのこと自身が大変内在的な危険を含んでいるということも含めてこの利水構造を考えていただきたいということです。

それから3. 4. 2ですが、それが今の続きでございします。かなり長いですが、水位操作の問題は歴史的経緯が大変深いということで、削りに削ってきたんですがここまで長くなってしまいました。それと、琵琶湖部会の1月8日の会議において、水位操作変更に伴う今後の検討項目をわかりやすく項目としてまとめたかどうかという提案をいただきましたので、それを作業部会というか、作業をした人間でまとめたものが1枚ものです。ここは1つずつ読み上げませんが、このようなことも含めてより具体的な政策の中身を次期の委員会で詰めていただきたいということがこの水位操

作の意見書の提案の趣旨でございます。以上です。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。大変いい分析と提案をいただきまして感謝しておりますが、これは委員会としてまさに議論すべき課題じゃないかと思うんですが、皆さん、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。はい。

○今本委員

今本です。琵琶湖水位操作についての報告書1月8日版を読ませてもらいまして、まずこういうふうきちんと上手にまとめられたことに対して敬意を表したいと思います。ただ、幾つか疑問がありまして、例えば新たな水位をプラスマイナスゼロにしたかどうかという提案がありますが、その根拠は何なのかと。つまり、現在の水位操作規則以前はプラスマイナスゼロでやってきた。しかし、当時の湖岸と今は変わっていますので、本当にいいのは何なのか、これは大きな検討課題だと思います。今後、恐らく引き続いて検討しなければならないことで、文句があるのかという意味じゃなくして、このプラスマイナスゼロ、幾らがいいのか、非常に難しい問題だと思います。

それからもう1つは、全閉操作に対するところがやや解説的になっております。どういうふうにしたらいいのか、これも非常に大きな問題で今後の課題です。重要なポイントを見事に指摘いただきまして、次の委員会にぜひこれはやってもらいたいと思いますし、また一琵琶湖部会の報告というよりも、委員会としてもっと強く押し出していただけたらというのが私の希望です。

○芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。私もそう思います。これは委員会として取り上げる課題で、検討はもちろんこれからするわけでございます。次期流域委員のメンバーにお願いせないかんわけですけども、その方向性なんかを出していただいておりますし、提案として非常によくやっていただいたなと思います。

はい、どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。今の今本委員へのレスポンスですが、なぜプラスマイナスゼロに持っていったかというのは、今のところ経験則でしかありません。と申しますのは、南郷洗堰が1905年にできましたけれども、それ以前と比べると洗堰のときにはやはり80cmから1m近く下がっております。水位が下がってしまって、当時の琵琶湖辺の、主に農業者が多いんですが、漁業者の方も大変困っております。確かに、洪水の危険性は低くなったけれども、舟が琵琶湖と行き来できない。それから、琵琶湖岸の水田は、琵琶湖の水を灌漑に使ってございましたから、その灌漑がしにくい。それか

ら、魚が上がらないと。まさに今のような議論を1905年、90数年前にしているわけですね。ですから、その前の方が生き物にとってはいいのかもしれませんが、そうすると今よりもっと高くなります。1905年以降1992年までというのは、いろいろありますけれども、ゼロを中心にしてやってきたので、それで経験則としてプラスマイナスゼロを提案しております。とはいえ、今後技術的な可能性のもとに、あるいは沿岸域の生き物の調査、それから農業の被害なども含めた形でかなり緻密な調査検討をしながら求めていくべきだろうと思っております。あくまでも、このプラスマイナスは経験則です。

それから、2点目ですが、やや意見書が解説的になっているという。これは自然科学の方と人文系の人間の違いだろうと思うんですが、自然科学の方の、いわば解説的ではない、解析的な補充をこの水位操作の意見書にぜひともしていただけたらということでございます。

○芦田委員長

そのほか何かご意見はございますでしょうか。

この問題は委員会として取り上げるということをご賛成いただけるでしょうか。しかしながら、非常に重要な問題でございまして簡単でないわけでございます。これは河川管理者ともキャッチボールしながらやらないといかんとところがたくさんあると思いますし、その点、ひとつ河川管理者の方でよろしくお願ひしたいと思います。次期の検討課題ということになると思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○嘉田委員

嘉田でございます。ちょっと戻るようですが、これをまとめる上に当たって、西野委員、三田村委員にかなり緻密な、特に生態系のところは詰めていただいておりますので、補足がありましたら、西野委員、三田村委員からお願いしたいんですが。

○芦田委員長

西野さん。

○西野委員

西野です。先ほど、プラスマイナスゼロというお話がありましたけど、確かにある程度経験的な部分というのはあるんですけど、まず生態的に言いますと、例えば現在のヨシの生育深度というのが大体1mぐらいの水深なんですけども、そうしますと年間の水位変動が1mございますので、ヨシが干上がってしまうということが1つあります。それからもう1つは、琵琶湖河川事務所さんの方でモニタリングをずっとやっておられるんですけども、そのモニタリングの結果を見ますと、やはりプラスマイナスゼロぐらいまで上げると、コイ科魚類の産卵についてはある程度改善効果が見

られるのではないかと。その2点で、プラスマイナスゼロということを提案させていただきました。

○芦田委員長

三田村さん、何かございませんか。

○三田村委員

三田村でございます。私の環境に対する考え方がこの水位操作のトーンとほとんど一致しているんですが、ただこれはあくまで自然環境という視点からだとお考えいただいた方がいいと思います。といいますのは、先ほどのプラスマイナスゼロといいますのも、人工湖岸がかなりを占めている琵琶湖ですらそうですね。そういう状況の中でプラスマイナスゼロというのは、本当にかつてのあるべき琵琶湖の姿を再現できるのかどうかと思います。これは次期の委員会ですと、大きな決断であるということをここで心にとめていただきたいと思います。すなわち、本来の琵琶湖に復した場合のプラスマイナスゼロであるとするならば、人工湖岸まで壊すんだということまで含まれるかもしれない。私はそれが理想だとは思いますが、非常に重いことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○芦田委員長

はい、そのほか何か。はい、どうぞ。塚本さん。

○塚本委員

前回、琵琶湖部会に参加させていただいて、本当にいいまとめが出てきたなど、とても大事なテーマであると思っております。と同時に、住民の参加ですが、どのように住民が湖や河川、川につき合っていくかということが非常に大きな今後のテーマであると思っております。ぜひ次の委員会で、それこそ本当にやっていくことなので、もうやらざるを得ない部分、ここは河川管理者とも本当に協議しながら進めていただきたいと思います。

○寺川委員

琵琶湖部会に私も所属しているんですが、ここは非常に重要な部分で、委員会として取り上げるということになったことについては非常にいい方向だと思うんですが。ちょっと気になりますのは、この問題は非常に重要であるんですが、1つに琵琶湖総合開発のいわゆる評価の部分に入るかなと思うんです。そういう意味では、琵琶湖部会の方でも一定の議論はしてきましたけれども、まだまだ十分な議論もできていませんし、次期委員会の仕事になるのかもわかりませんが、琵琶湖総合開発がどうだったのかというあたりも、この水位操作は非常に重要な1つの項目として評価していくという必要性もあるかなと。そういう面では、まだ議論を今後やっていく必要があるだろうと思いますので、その点はよろしくお願いしておきたいと思います。

○芦田委員長

そのほかございますでしょうか。

では、この問題以外の問題で何かございますか。琵琶湖部会から提案されてます基礎案に対する意見ですが、これもやはり委員会として受けとめるべき課題だと思うんですが、それでよろしゅうございますでしょうか。

すぐに結論は出ないとは思いますが、これも継続的に審議していく今後の課題ということでよろしくお願いします。

はい。

○寺田委員長代理

この3つの部会から検討して出てきている意見書案というのは、本来的にはこの基礎案本文とは別の整備シートについての意見、つまり整備シートの中に既に実施ということに移っている部分、それから方向づけが示されて調査検討というふうにされている部分、それについて河川管理者の方からこの当委員会に具体的な意見を求められている部分なんですね。これについては、この委員会として意見を述べようということで実は3つの部会で検討してきたと思うんです。ただ、先ほどの琵琶湖部会の方にもありますように、整備シートの検討は、基礎案本体と密接に絡んでいる重要なテーマの部分についてはなかなか切り離せないという部分があって、それで琵琶湖部会の方はこういう形で問題提起をされていると思うんですけども、これは本来、委員会の意見として河川管理者に示そうと思えば、先ほどの水位操作の問題にしましても、それ以外の基礎案の中の本体の中でもっと検討していかなければならないという検討課題の部分も、ほかの部会もやっぱりたくさんあるわけですね。これをきょうと次回の22日の委員会までに検討を終えて意見書案としてまとめるということはできないわけです。

したがって、先ほど委員長のご提案のとおり、検討課題として今後検討していったら、そして十分な検討の上で意見を出すというふうな部分と、それから本来の実施もしくは調査検討にかかわる整備シートについて、具体的な意見として各部会で既にある程度明確に述べている部分がありますから、これをこの委員会としての意見書としてお出しをしてもいいんじゃないかと。だから、いわば個別の整備シートについての委員会の意見書というものと、それから今後検討していくべき課題だという形で、先ほどの琵琶湖部会のような問題とか、もしくは基礎案本体についての検討課題という部分、これはいわば中間的な検討段階の考え方というようなことで、意見書とはちょっと別の視点からの報告ということで、できたら2本立てにして示すのが妥当ではないかというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○芦田委員長

ただいまのご提案、いかがでしょうか。非常にわかりやすい、かえってそれがいいと思いますが。はい、どうぞ。

○塚本委員

賛成です。ただ、本当にあと2回しかないわけですね。ここまで進捗状況の具体が出てきて初めて、じゃ、住民参加というのは今後どうあったらいいかという意見もここでは出てくるわけで、そういう各委員の意見があれば、付録としてでも別冊でもぜひ載せるようにしていただきたいと思うんですけど。

○芦田委員長

委員会の意見としてまとめる場合には、やっぱり委員会として議論する必要がありますので、各委員が勝手に出して、それをすぐ委員会の意見というわけにはいかんと思います。

それで、先ほど寺田さんがご提案のように、1つは整備計画内容シートについての意見と。これははっきりしているわけでございまして、それはそれでまとめると。それから、それに非常に関係があるけども、今後検討する課題といいますか、そういうものが非常に重要な問題があります。それは必ずしも全部網羅しているわけではございませんので、出された段階でまとめるわけでございますから、2本立てにした方がいいんじゃないかというふうな感じでございますけども、いかがでしょうか。

はい。

○川那部委員

川那部でございます。全体としては寺田さんのようなものでも構わないと思うんですけども、具体的に書いたものを見た言い方から申しますと、例えば水位操作の検討という内容そのものについては、この進捗点検の意見書の環境-30というところに一応書いてありますね。その内容がここのところでは比較的簡単な問題が書いてあって、重要な問題というか、これからいろいろと考えないといけない、検討として十分やってもらわないといけないような問題は後ろの方の3章に入っているという形になっておりますので、そういう項目が幾つかあるんですね。

したがって、最初の方の問題と幾らか重なるような部分があったとしても、ある程度それを許して二重に書くというようなことを入れた上でないと、今から次のときまでにばっと分けてしまうなどというのはとても無理なような気がいたしまして。そういう点では、琵琶湖部会から出しました3章、4章が、琵琶湖部会でなくて委員会全体としての大変重要な問題であり、ここまでのところはある程度まで琵琶湖部会で検討済みにしたけれども、そのところが私は大事だと思うんですけ

れども、委員会全体としてはこの議論はそんなにたくさんしておりませんが、琵琶湖部会としてはある程度いたしましたので、琵琶湖部会ではある程度検討済みだけでも、委員会としては改めて再検討する、それは次のものであるというようなやり方で分けていただくのであれば、私にも異存はございません。ほかに琵琶湖部会の方、特にあれば別でございますが。

○芦田委員長

そういう形がいいですね。では、そういう格好で、今、川那部さんがおっしゃったように、ちょっとダブる点もありますけども、非常に重要な問題ですから、改めて書くということにさせていただきます。この問題で何かほかにございますでしょうか。

それでは、これでこの問題の議論は終わります、休憩したいと思います。15分休憩。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、一たんこれで休憩にさせていただきます。15分ということで、14時55分、3時5分前から再開ということにさせていただきます。それから、委員の皆様の控室でございますが、これを出ていただいて左、左に曲がっていただいた右側に会議室2がございます。また、喫煙につきましては本館全館禁煙になっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

〔午後 2時39分 休憩〕

〔午後 2時57分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、時間になりましたので再開したいと思います。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

3) ダムワーキングに係わる経過および検討

○芦田委員長

それでは、再開いたします。次はダムワーキングの問題でございますが、これにつきまして庶務の方から経過を簡単に説明願います。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

きょうは、資料としましては資料3のシリーズで3点おつけしております。まず、資料3-1になりますけども、「事業中のダムについての意見書（案）」ということで、左上の方に050111版という形でつけさせていただいております。それと、資料3-2ですけども、「事業中のダムについての意見書（案）」に係わるアンケート調査結果」という資料をつけさせていただいております。それと、3-3で、ダムワーキングの開催経過ということをつけさせていただいております。

3-3につきましては1つの記録という形になりますけども、戻りまして資料3-1に関しまし

ては、前回、36回の委員会、12月20日に開催させていただきましたけども、その際、12月20日版というのを委員会の方に提出しておりますけども、それをベースに修正された形で、きょう資料3-1という形で提出させていただいております。それから、資料3-2ですけども、前回委員会終了後、意見書の表現に関しまして、全委員にアンケートを行っております。この結果を資料3-2として取りまとめさせていただいております。資料に関しましては以上になります。

○芦田委員長

はい、どうもありがとうございます。それでは、事業中のダムについての意見書案につきまして、今本リーダーの方からご説明をお願いします。

○今本委員

今本です。事業中のダムについての意見書につきましてはこれまでも報告させていただいておりますが、念のため、もう一度振り返りながら、簡単に紹介したいと思います。

まず最初に、事業中のダムについての意見書ですが、スライドにありますように4つの章からなっています。が「はじめに」1、2が「事業中のダムについての検討方針」、3が「事業中のダムへの意見」、4が「おわりに」です。それから、資料3-1を見ながらお聞きいただくとありがたいのですが、「はじめに」のところでは環境面あるいは治水面、利水面から見たダムについての基本的な考えを示しています。

まず、環境面から見たダムですが、3つのことが書いています。ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるというのが1点。不可逆的で重大な負の影響を及ぼすおそれがあれば、予防原則にのっとり建設を極力回避するというのが2つ目。最後に、人為的に改変された自然環境の改善は、改変行為の見直しを基本とするべきであるというのが3番目です。これが環境面から見たダムについての基本的な考え方です。

次は治水面から見たダムですが、ダムは洪水流量を抑制する機能を持っております。ただ、洪水機能が発揮されるのは、ダムの貯水容量が大きくかつ対象地点に近い場所にあるときに限定されるというのが2番目です。したがって、いかなる大洪水に対しても、被害を回避、軽減するには、ダムの上に頼らず、河川対応と流域対応を併用するべきであるというのが3番目です。

次が利水です。利水では、地形及び降雨の特性から、利水面では貯水することが不可欠であります。これまでの水資源開発は社会を発展させましたが、自然環境に悪影響をもたらしました。これからは水需給を一定の枠内でバランスさせる水需要管理により、新規ダムによる水資源開発は抑制すべきであるというのが基本的な考えであります。

これまでの検討経緯を振り返ってみますと、まず2003年1月、「新たなダムは原則として建設し

ない」という提言をしました。これに対しまして管理者側の基礎原案では、「他の河川事業にもましてより慎重に検討し、妥当と判断される場合に実施する」としております。それへの意見書として2003年12月に、「中止することも選択肢の1つとして、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」といたしました。この意見書を受けて2004年5月、管理者の基礎案では、「事業中のダムについて早期に調査検討を行い、状況を適宜公表する」としております。また、昨年の12月には、今後の方針を示すに必要な調査が終了していないということで、これまでの調査検討の成果を報告するという「中間とりまとめ」という報告をいただいています。

この中間取りまとめを受けまして、委員会としましては当初予定の2倍の4年に任期が延長されたにもかかわらず、中間取りまとめが発表されたのみで、事業中のダムについての方針がついに表示されなかった、河川管理者が発表した中間取りまとめは、自然環境に関する調査検討が極めて不十分である、自然環境に与える影響が軽微であると安易に言及している、環境面からの代替案がほとんど示されていないという面で、委員会としては遺憾の意を表せざるを得ません。このため委員会は、2004年7月に設置したダムワーキングでの検討結果を踏まえ、中間取りまとめに対する意見を述べますとともに、さらに踏み込んだ見解を提出することにしました。これが本日の意見書であります。

検討方針としまして、河川整備計画の具体的な目標は、新たな川づくりのあり方として提言で述べていますのを、20年ないし30年という河川整備計画が対象とする期間では、少なくともこれだけはクリアしてほしいということで、まず環境面については、流域本来の生態系の保全と景観の保全、継承。治水については、既往最大洪水に対する壊滅的被害の回避。利水については、既往最大渇水に対する都市用水の断水の回避であります。こういう具体的な目標をどう達成するか、それにどうダムがかかわるかということであります。

事業中のダムについての具体的な検討手順としましては、まず最初に、ダムの主たる目的とその効果について精査する。2番目は、ダムの主たる目的にかかわるダム以外の方法とその効果について検討する。3番目は、河川整備経過が目指すべき具体的な目標の実現性などの総合的視点から各ダム建設事業への意見を述べるということであります。

以下、各ダムへの意見であります。まず丹生ダムにつきましては、丹生ダムの主たる目的は、琵琶湖の水位低下の抑制と姉川・高時川の洪水調節であります。琵琶湖の水位低下のうち急速な水位低下は瀬田川洗堰の操作がもたらすものであるから、その抑制には操作の改善を基本とするべきであり、ダムによるより効果は大きい。また長期的な低水位は異常渇水という気象現象がもたらすものでありますが、ダムによる効果は限定的であり、操作の改善が効果的である。姉川・高時川の

洪水調節に対してダムは効果があります。10年程度の短期間で実現できる可能性もあります。しかし、ダムの集水域以外への降雨については効果がない。これに対しまして、河床掘削や拡幅などの河道改修でも破堤しないように堤防を補強すれば、壊滅的な被害を回避することは十分可能である。

一方、丹生ダムの建設は、ダム周辺の自然環境を破壊するばかりでなく、姉川・高時川水系や琵琶湖の生態系に重大な負の影響を及ぼすおそれがあります。このようなことから、丹生ダムにつきましては、ダム本体工事を中断したまま琵琶湖の環境への影響並びに姉川・高時川の河道改修についての調査・検討をより詳細に行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要がある。なお、琵琶湖の環境への影響については、予防原則に立脚した取り扱いが必要であるとしております。

大戸川ダムの主たる目的は、琵琶湖の水位低下抑制と大戸川の洪水調節であります。琵琶湖の水位低下のうち大戸川ダムが主に関係いたしますのは長期的な低水位であります。ダムの利水容量からしますとダムによる抑制効果は極めて限定的であります。このため、瀬田川洗堰の操作の改善がはるかに効果的であると判断しました。大戸川の洪水調節に対してダムは効果があります。10年程度の短期間で実施、実現できる可能性があります。堤防補強、河床掘削、拡幅、障害物の除去などの河道改修でも、既往最大洪水に対する流下能力を確保でき、一般道路や農道等の2線堤化や土地利用の規制、誘導を併用すれば、既往最大を上回る洪水に対しても壊滅的な被害を回避することは十分可能であります。

一方、大戸川ダムの建設は、例えばオオタカなどの猛禽類が生息するダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼすおそれが懸念されます。

したがって、大戸川ダムにつきましては、ダム本体工事を中断したまま河道改修についての調査検討をより詳細に行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要があるとしました。

次は、天ヶ瀬ダムの再開発であります。天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖からの流出量を増加させるため、瀬田川洗堰の放流能力の増大、鹿跳溪谷の流下能力の増大、宇治川塔の島地区の流下能力の増大という一連区間の事業の1つであり、琵琶湖の水位低下にかかわる環境改善や琵琶湖周辺の浸水被害の軽減のほか、天ヶ瀬ダム自体の治水、利水機能を強化する効果もあります。天ヶ瀬ダム再開発では、放流能力の増大方法並びに増大量についてさらに検討する必要がありますが、ダムの堆砂への対策についても検討が望まれます。一連区間の事業では、大戸川合流部処理、鹿跳溪谷のバイパス・トンネルの流入地点の選定、宇治川塔の島地区の河床掘削などについてさらに検討する必要があります。

以上の結果、天ヶ瀬ダム再開発は、琵琶湖の環境改善や周辺における浸水被害の軽減のほか、天ヶ瀬ダム自体の治水、利水機能を増加させる効果もありますので、周辺景観及び水質保全について十分配慮の上、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大方法、増大量のほか、瀬田川洗堰の流下能力、宇治川の流下能力の増大方法についての調査検討をより詳細に行い、天ヶ瀬ダム再開発事業の方針について可及的速やかに結論を出す必要があるとしました。

次に川上ダムです。川上ダムの主たる目的は、岩倉峡上流部に位置する上野地区の浸水被害の軽減であります。川上ダムは、岩倉峡流入部までの木津川の洪水調節には効果がありますが、ダムの集水面積は岩倉峡流入部より上流の流域面積に比べて小さく、上野地区の浸水被害の軽減への効果は限定的であります。上野地区の治水については、事業中の上野遊水地と堤防補強、河床掘削などの河道改修との併用によって、既往最大洪水に対する流下能力を確保することができ、それを上回る規模の洪水に対しても一般道路や農道等の2線堤化、土地利用の規制、誘導などにより被害を軽減できます。岩倉峡流入部の小規模な開削の検討も必要です。

一方、川上ダムの建設は、例えばオオサンショウウオやオオタカなどを初めとする多様な生物の生息環境を破壊するなど、ダム周辺の豊かな自然環境に重大な負の影響を及ぼすおそれが懸念されます。また、砂河川としての浄化機能及び景観の視点からの配慮も必要であると。

以上の結果、川上ダムにつきましては、ダム本体工事を中断したまま上野地区の洪水対策についての調査検討をより詳細に行い、自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要があるとしました。

次に、余野川ダムです。余野川ダムの主たる目的は、銀橋狭窄部上流の多田地区の浸水被害の軽減と神崎川、猪名川等の洪水調節であります。余野川ダムの多田地区の浸水被害の軽減の効果は極めて限定的な上、一庫ダムの利水容量の振りかえ先が余野川ダム以外になる場合、余野川ダムは多田地区の浸水被害の軽減と無関係となります。銀橋狭窄部上流の既往最大洪水の規模は極めて大きく、浸水被害の回避は困難なため、狭窄部の開削のほか、堤防補強、河床掘削、拡幅などの河道改修及び建物の耐水化、土地利用の規制誘導、避難対策の充実などによって被害の軽減を図らねばなりません。

また、神崎川、猪名川等の洪水調節については、余野川ダムの集水面積が猪名川の流域面積に比べて小さく、ダムの効果は極めて限定的であります。猪名川の治水については、河道改修によって既往最大洪水に対する流下能力を確保できる可能性があります。

一方、余野川ダムの建設は、例えばオオタカを初めとする多様な生物が生息するダム周辺の自然環境に重大な負の影響を及ぼすおそれが懸念されます。

したがいまして、余野川ダムについては、ダム本体工事を中断したまま猪名川の洪水対策についての調査検討をより詳細に行い、治水面での効果が極めて限定的かつ希薄であることを踏まえるとともに自然環境の保全・回復の視点に立って、ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す必要があるとしています。

最後に「おわりに」であります。いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避するため、越水を考慮した堤防補強などの河道改修を日常的に進める必要があります。また、ダム建設の継続実施、中止のいかににかかわらず、河川管理者及び利水関係者等は地域住民と連携しつつ、ダム建設予定地周辺の自然、社会環境の再生を目指すべきである。国交省近畿地方整備局は本意見書を最大限尊重、反映されるよう要望します。

最後に、本意見書の取りまとめに当たりご協力いただいたすべての関係者の皆さんに深甚なる謝意を表します、というのが意見書の全体であります。

あと少し補足しておきます。この意見書では随分、表現について揺れました。その理由としまして、流域委員会は、提言では「ダムは原則として建設しない」、意見書では「中止することも選択肢の1つとして抜本的な見直しが必要である」と表現してきており、今回は「中止あるいは凍結するのが妥当である」といった、より踏み込んだ表現をするべきであるという意見がありました。また、流域委員会は、河川管理者の案に対して意見を述べるのが本来の姿であり、方針が示されていない現状では、河川管理者の方針を縛るような表現は避けるべきであるという意見もありました。

流域委員会はダム建設を全面的に否定しているのではありませんが、中止、凍結、実施といった表現を用いますと、その表現だけがひとり歩きして誤解を与えるおそれがあるので、このような表現は避けるべきであるといった、そのほかにもいろんなたくさんの意見がありました。これらの意見を踏まえまして、河川管理者が方針を決定するのに際して考慮すべき事項を示すにとどめることにしましたが、流域委員会は提言及び意見書で示した方向をいささかも変更しているわけではないということを補足しておきます。

また、資料3-2にアンケート調査結果というのが配られております。これは最後に、どういう表現をするかということでアンケートをとりました。それが資料3-2の10ページ以降に書かれています。A案、B案、C案と、どれにも賛成できない場合にはD案を出してほしいということで各委員に出したわけです。その結果が1ページ目にまとめられております。全体でいいますと、A案が50%台のもありますが、80%台のもあります。それから、D案を選んだ方、つまりどの案にも賛成できず、こういう案にしてほしいという方は、もしそれが採用されない場合に、次善としてA、B、Cのいずれを選ぶかといったものも含めると、A案が大体60%、川上ダムは50%台ですが、そう

いうふうになりました。したがって、ここではA案というのを採用させていただきました。

簡単ですが、以上がダム意見書の説明とさせていただきます。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。最後まで大変努力していただいて、提案していただいてありがとうございます。今の提案に対しましてご意見ございますでしょうか。

ここまで審議を尽くすというのはなかなか大変なことをごさいます、皆さんもそのあたりの事情をよく御存じだから発言がないのかもわかりませんが。

はい。

○嘉田委員

嘉田でございます。全体としては、もちろん今までの経緯ということでよろしいかと思いますが、1つ、余りちゃんと議論できていないので、ぜひとも次の委員会に送ってほしいことがあります。

「おわりに」のところのパラグラフ真ん中ごろでしょうか、「いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避する」というところで、「とくにダム以外の方法を採用する場合は、たとえ府県等が管理する指定区間であっても、国の直轄管理で実施することを検討する必要がある」と。このあたりは、今後の予算あるいは人的配置あるいは技術の問題も含めて大変重要だと思いますので、ぜひとも次の検討項目に入れていただきたいということと。

それから、これは何度も同じことを申し上げておりますが、ダムがどうなるにせよ、上流の地域社会、水源地域の問題というのは人口減少など大変な状況でございますので、「おわりに」のところに書いていただいておりますけれども、これは単に問題を提案するだけではなくて、では、「具体的に流域の保全、再生のためにどういう政策的枠組みがあるのか」ということも次期委員会ではかなり具体的に突っ込んでいただきたいという、その2点でございます。

○芦田委員長

はい、どうもありがとうございました。

はい、塚本さん。

○塚本委員

塚本です。「おわりに」という19ページです。下から10行目のところで、「地域住民と連携しつつ」というのがあるんですけども、これは河川レンジャーでも地域住民というのがかなり絞られて出てくるんですけども、実はここは非常に問題がありまして、ある客観性でその地域の方たちが見るという意味では地域流域住民というような言葉の方が、物事を協議するのでも、もちろん地域が中心になってももう少し広く住民が意見を述べる、あるいは課題を話し合うということが、その

地域が流域としてどういう位置にあるのかということを認識する上でもやはり必要ではないかなど。余りそのエゴが出ますと、地域のエゴというのはとても大事なものですけれども、もう1つはもうちょっと客観性が生まれてくるような状況が出てこないと、流域という、その地域が活かされる状況にならないんじゃないかなということを少し懸念します。ですから、地域流域という言葉を私は一応最終的に提案させてもらいたいんですけど。

○芦田委員長

はい、どうぞ。

○今本委員

ということは、例えば「地域・流域住民」と。

○塚本委員

あるいは、もう続けてですね。

○今本委員

そうですか。

○塚本委員

はい、あいまいさを含めて。

○今本委員

わかりました。きょうはまだこれは案の段階で、皆さん方の意見を入れて、できれば字句等の修正にとどめたいんですけども、今のようなご意見があればぜひ伺いして検討をさせていただきたいと思います。

○芦田委員長

そのほかいかがでございましょうか。はい。

○江頭委員

江頭です。全体について賛成なんですけれども、いずれのダムのところの記述におきましても、河道改修について調査検討をより詳細に行いという文言がついております。国交省に強くお願いしたいんですけども、調査検討を行われるときに、これまでの調査データを拝見していますと、土砂のない話がほとんどなわけですから、当然、場所によっては土砂絡みの話をしないと、十分検討したことにならないということをぜひ肝に銘じていただきたい、そういうふうに思います。

それからもう1点なんですけど、破堤しない、破堤しにくい堤防ですが、これは今後の大きな課題かもしれませんが、私どもが実体として描けるようなものになるべく早く出していただきたい、そういうふうに要望しておきます。以上です。

○芦田委員長

そのほかいかがでございましょうか。はい。

○有馬委員

有馬です。重箱の隅をつつかせてください。11ページ、大戸川ダムについての意見ですが、自然環境に重大な負の影響、「負の」というのが抜けておりますので、これを入れておいてください。お願いします。

○今本委員

わかりました。はい。

○芦田委員長

はい。

○松本委員

委員の松本です。細かい字句の表現上の修正は、ここで言わせてもらっていいでしょうか。

○芦田委員長

はい、どうぞ。

○松本委員

17ページ、中ほどの（２）の1つ上の行でございます。「社会的な有効性ならびに自主的な治水対策として支援する意義がある」、ここはつけ加えられた部分なんですけれども、ちょっと文章的につながらないかと思いますので、多分、意味的には、「社会的な有効性があり、」として続けた方が文章的にはいいのではないかと思います。

これはもっと以前から出ていた部分なんですけれども、18ページの上から5行目なんです。「神崎川・猪名川等の洪水調節については」の後に、「ダムの洪水調節容量がダムの集水面積に比べて大きく」というふうに出てくるので、「ええっ？」という思いがあります。次を読めば、「余野川の洪水調節には効果を持つが」とあるので、余野川については洪水調節容量が大きいという意味なんだと理解できるんですけれども、「余野川については」を初めに持ってきた方が誤解がなく読めるのではないかなという気がいたします。以上でございます。

○芦田委員長

はい、どうも。西野さん。

○西野委員

西野です。きょうの休みの前に、次回の委員会に引き継ぐ事項というのでは、琵琶湖の水位とか、そういう話があったわけですけど、ダムワーキングの意見書を見ましても、次回の委員会に引き継

ぐべき事項というのが幾つか出ていて、例えば今、江頭委員がおっしゃった、破堤しにくい堤防というのはどういうものかとかいうのがありますので、何らかの形でそういうのが今のダムワーキングで、ダムに関係しているんだけど、委員会全体に関係しているような事項というものも次回の委員会に引き継ぐような形で、ちょっと時間的に間に合うかどうか分からないんですけども、整理ができればいいんじゃないかというふうに思ったんですけども。

○芦田委員長

この提案している内容につきましては次回の委員会でさらに具体的に詰めていかないといかん問題もありますし、それは当然なんです、現在の流域委員会としては1つのけじめをつけておきたいと思っておるわけです。だから、若干の文字の修正、その他は、まだ次回までにありますので、ちょっと見ていただくとして、大筋でご了承いただければ、この案をとりたいと思うんですけども。どうぞ。

○三田村委員

三田村でございます。私、ダムワーキング並びに作業部会の一員で、このまとめのお手伝いをしていましたが、その過程ですと悩んでおりました。それは、52名の委員が1つの案にまとまるわけがない。いろんな意見があるに違いない。また、まとまったら、そんな流域委員会は本当の流域委員会ではないだろうと思っていました。したがって、ぜひその少数の意見をどこかで反映していただくような作業をしていただきたいと思います。それが私の思いでございます。

○芦田委員長

これは提言のときにも少数意見を附帯意見として出しまして、その場合には反対意見あるいは補充意見という格好で附帯意見を出したわけです。提言じゃなくて、基礎原案に対する意見書のときにはそれはつけなかったんですが、もちろん今そのように反対意見、修正意見があれば当然やらないといかんわけですけども、委員会として出す以上は、各人勝手に出した意見をそのまま附帯意見として述べるというわけにいかんと思うんです。委員会として議論する必要があると思いますので、もしもあれば、きょうか次回しかないのですが、どうでしょうか。特に反対あるいはどうしてもこれは納得できないというようなものがございましたら、出していただいて議論する必要があると思うんですけど。

三田村さん、いかがでしょうか。

○三田村委員

委員会として承認しなくてもいいように思うんですけど。個人の見解だということで、そのように明記しておいて後ろにくっつけるとかです。それだと時間的に少し余裕があるように思うんで

すけれども。

○芦田委員長

そういうことで、ほかの方はいかがでしょうか。

○嘉田委員

嘉田でございます。少数意見というのは別に全体で合意を得る必要はなくて、逆に合意を得られないから少数意見なんだと思います。ただし、何月何日までに出してくださいと。そうしないと事務的に手続的に動きませんが、やはり時間さえ限ってやったら少数意見として出すのは構わないと思いますが、どうでしょうか。つまり、三田村委員の意見に賛成です。

○芦田委員長

その問題につきまして、ほかの方はいかがでしょうか。

○今本委員

毎回、参考資料として「委員および一般からのご意見」という、これが出ていますね。これの中に委員からの意見でダムの特集版みたいなコーナーを設けて、これに載せるんでしたら次の委員会のぎりぎりまで載せられるんじゃないでしょうか。これは各委員が勝手に個人の意見を述べられる部分ですので。それではちょっと軽過ぎるという意見があるかも知れませんがね。

○芦田委員長

それだとちょっと、意見書にまとめるわけにはいかんですね。ちょっと違うものでしょう。

○今本委員

なるほど。

○芦田委員長

これは次に寺田さんがご提案されると思うんですが、流域委員会を4年間やってきまして、それぞれ皆さん思いがあるわけですね。その思いをとにかく残しておこうと。その中にも当然出てくると思うんですね。それは個人的な意見ということでございまして、意見書という位置づけではないわけですが、そういうようなものでいいのかどうか。そういうものであれば、どんどん出していただいて。

○川那部委員

大変一般論で申しわけないんですけど、一般論として申すと、三田村さん、嘉田さんの言われたラインを通すのがいいんだと思います。つまり、これで一応少なくとも次の委員会では文章が確定いたしますね。その確定したものについて、どうしても少数意見を言いたいと。消極的にでも賛成だというのならそれでいいと思うんですけど、どうしても言いたいというのが出てくれば、これは

やはり、例えばこの月末までぐらいに募集をしてくださって、それを少数意見として後ろにつけていただくと。三田村さんと嘉田さんの意見のように、とりあえず取り扱っていただきたいと。1つも出ないという場合もちろんありますでしょうけれども、1つでもあればぜひ、そういうふうに取り扱っていただいた方がいいというふうに思います。

○芦田委員長

ほか、どうぞ。

○寺田委員長代理

ちょっと提案をしたいと思います。三田村委員、嘉田委員の方がおっしゃっているご意見はやはり、さっき今本委員がおっしゃったような趣旨じゃ、ちょっと違うと思うんですね。この意見書について、この委員会が一応委員会の意見とした意見についての補足もしくはちょっと違った意見ということであれば、やはりそれはそれできちっと明確にしないといけないと思うんですね。

そこできょうはとにかく、これは議題として上がっております。だから、委員会としてこの今の、先ほどワーキングの方で最終的にお示しいただいたものをもって僕は決をとるべきだと思うんですよ。これでもって委員会としての意見書とすべきかどうかということはきょう決めなくちゃいけないと思います。その上で、その決まった意見について違った角度からの意見もしくは反対意見もしくは補足意見、どういうものでもいいと思うんですけど、これは氏名を付して責任の所在をはっきりして、表意をしたい、表明したいという方は、例えば1週間以内にこれは出していただくと。

つまり、今度の22日が最終の委員会ですので、最終の委員会では河川管理者に対して、この委員会の最後の仕事としてこの意見書をお渡ししなくちゃいけないということでありますから、今月中というわけにもいきませんので、少なくとも作業の手順からいきますと1週間以内に、そういうご意見のある方はお出しただいて、それはこの意見書本体と一緒に、こういう委員からの個人的な意見ということでまとめたものを1つにして意見書にするということを提案したいと思います。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。

○塚本委員

その折に、ダムについてなんですけど、そのほかに、要するにこの計画に対して委員の意見というの、同じような位置づけでというのは。それは議題が別ですか。

○芦田委員長

まず、作業部会から提言があったこの意見書案について、委員会として決定をしたいと思うんですが。それをまずやりたいと思います。その後、先ほど寺田さんがおっしゃったように、少数意見

をどうするかとかいうのを決めたいと思いますが、まずそういうことでよろしいでしょうか。

それでは、この意見書に賛成の方というか、どういうふうな言い方をすればいいのかな。反対の方なのか。賛成いただけるでしょうか。挙手でお願いしたいと思います。

○寺田委員長代理

挙手よりも拍手で。

○芦田委員長

拍手ですか。どうでしょう。拍手よりも挙手の方がいいですね。挙手でお願いします。挙手多数、よって可決されましたというような。

（賛成者挙手）

ご承認どうもありがとうございました。その上で、三田村さんがおっしゃったように、これとはどうしても違うことを言いたいというあれがあると思いますが、それにつきましては、そしたら次回の委員会に出していただくためには18日ごろかな。18日ごろまでにその意見を出していただけますでしょうか。名前をつけて。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、そういうことでお願いしたいと思います。そのほか、塚本さん何か。

○塚本委員

そのときに、今回の委員会でいろいろと議題を出してやりましたね。例えば住民参加のことも。それぞれのテーマを含めて委員が最終的に意見を述べるというのは、何か附帯のもので提出していただけないか。

○芦田委員長

それはどうですかね。今の意見書にずっと皆、載ってきているわけですね。

○塚本委員

端的に言いますと、委員会ということで、あるまとめ方をする場合に、例えば住民参加の場合なんかでも、要するに実態というものがなかなかあらわれにくいんですね。だから、それぞれの委員自身が河川管理者や一般の方たちに、よりそのことを説明したりというようなものは、やはりあると思うんですけども。

○芦田委員長

それは「思い」というやつではいかんのですか。

○塚本委員

そうですね。それで結構です。

○芦田委員長

それは次回、これからちょっとご相談したいと思うんですが。

○塚本委員

はい、わかりました。

4) 委員会の今後の運営について

○芦田委員長

寺田さん、ご提案いただけますか。

○寺田委員長代理

今、塚本委員が言われたことに関係するわけですが、来週でこの4年間の全委員の任期が満了して、2月からは、委員会としては継続するわけですが、新しい委員構成のもとで委員会が継続されるということになります。

そこで、この同じメンバーで4年間やってきた中で、新しい委員になる方ももちろんかなり多くなりますので、4年間のこれまでの検討を経た中でいろいろ引き継いでほしいということが、やはり多々あるんじゃないかと思うんですね。それから、河川管理者に対してもやはり、今後こういう点について特に検討を継続して強力にやってほしいというふうな要望とか、そういうふうな思いといいますか、そういうものも皆さんお持ちじゃないかと思うんです。そういうものをぜひ、2月1日以降の新しい委員構成のもとでの委員会に引き継ぐためのものをつくりたいと思うんですね。

これはできれば全委員から、たとえ一言でもいいから、そういう思いもしくはメッセージを書いていただいて、そしてそれを次の委員会に付託したいというふうに思っております。そういう趣旨でこれは提案しますので、ぜひご賛同いただいて、これもやはり1週間以内にそういう思いを書きつづけていただいて、今度の最終の委員会には、それをまとめたものをお出ししたいなというふうに思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。

○芦田委員長

今のご提案は非常に私も賛成なんでございますが、非常に短い時間ではございますけれども、原稿用紙 400字詰め1枚でも結構ですし2枚でも結構ですから、4年間頑張ってきた思いというのを何か残しておく必要があるんじゃないかと。ぜひひとつ、これはご協力をお願いしたいと思うんです。これも18日までに出していただくとありがたいので、ぜひひとつ、よろしくお願いします。特にだめだというのはございませんでしょうか。最後までこき使うと。これは残られる人もやめられる人も無関係に、全員一区切りつけるわけですから、皆さんにお願いしたいと思います。

それから、次回の委員会でございますけど、これはきょう議論した中で、事業の点検についての

■淀川水系流域委員会 第37回委員会（2005/1/11）議事録

各部会の報告書というのが、次回もう少し整理した格好で出てくるということでございますから、それを出していただくということと、あとは次回の委員会までには新しいメンバーが決まると思いますので、それを発表していただいてスムーズに移行する態勢をとるということ。それから、きょう可決いただきました事業中のダムの意見書も含めて、今までの反省を全部まとめたような格好で記者会見をやりたいと思っております。それと、意見書及び事業中の事業点検ですかね、これにつきましては国土交通省の方に答申という格好で、少し儀式的になりますけど、けじめをつけたいということもありますし、それから最後ですので、終わった後、慰労会をちょっとやらせていただきたいというような格好で、いよいよもう一回で開放されるということでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

○西野委員

最後になるんですけど、ダムワーキングの最後の方の会議で時間がなくて、委員の方で質問をしたんですけど、河川管理者の方からご回答いただけないような項目というのが幾つかございます。委員会、部会でも、最後の方に質問してご回答いただけないものがあるので、それはもし間に合えば次回までにご回答いただいて、間に合わなければ何らかの形でご回答いただけたらというふうに思います。

○芦田委員長

それはわかっておるのでしょうか。

○西野委員

その質問項目については多分、皆さん覚えておられないと思いますので、庶務の方で整理をしていただいて、それでまとめて質問を、答えていただけない分については河川管理者の方に提示するという形で。

○芦田委員長

河川管理者の方は、そういう認識は持っておられますか。答えたと思っておられるんじゃないの。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。そのときに手持ちがなくて、お答えできなかったたぐいのものが幾つかあるかもしれません。それ以外に、これはちゃんと検討しないといけない問題。これはたくさん当然あると思っております。その前者の方ですね。

○西野委員

とりあえず、そうですね。二、三ちょっと例を挙げさせていただきますと、例えば操作規則で琵琶湖の基本高水位が 1.4m に設定されているわけですけど、その経緯というのを委員が聞いたんで

すけど、それはお答えいただいてない。あるいは琵琶湖について、降雨予測について梅雨期と台風期に分けて検討してくださいとお願いしたんですけど、それもお答えいただいてない。

最後の方、委員会とダムワーキングがかなり迫ってしまして、質問したんだけど、後で答えますと言って答えていただいてない項目が幾つかありますので、それらを整理して、お答えいただけるものについてはお答えいただきたい、いただけないものについては引き続きご検討いただきたいということです。

○芦田委員長

次回委員会に継続というような格好にするためには、ちょっと整理しておく必要がありますね。庶務の方でわかっておれば。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

今のような点については、当方としては認識していると思います。それぞれのところでわかっていると思いますので。

○芦田委員長

ちょっと整理していただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

それでは、こういう質問をいただいているというのを整理させていただきます。

○芦田委員長

それで、すぐに答えられるかどうかわかりませんから、それについては次回以降に検討していくということでいいんじゃないでしょうか。

○今本委員

今の件は非常に大事だとは思いますが、私は委員の人にもやっぱり義務があると思うんです。それは、委員がいろいろ河川管理者に資料の請求をしました。その資料をどういうふうに生かしたかという報告も要るんじゃないでしょうか。そうでないと、いろんなものを要求して何にも使わなかったのか、使えなかったのか、使うに足りない資料だったのかということで、これはやはり責任の所在をはっきりするという意味では、私はそれも要ると思うんです。

○芦田委員長

まあそのあたりも。なかなか難しいですね、それは。要するに、今まで質問して答えてない問題については、できるだけ整理をしておいて次回以降、検討する材料にするということはいいいと思います。どこまでできるかわかりませんが、努力していただくと。

何かほかにございますでしょうか。皆さんから出していただく思いというのは、その前に流域委

員会の今までの経過も全部ずっと、どういうことをやってきたかということをつけて、それで1つの印刷物にしたいなと思っているわけです。歴史に残る資料になるかもわかりませんね、これは。

それでは、これでよろしいですか。はい、倉田さん。

○倉田委員

倉田でございます。私は余り発言しないようにしてたんですけれども、一番最初にありました琵琶湖の水位操作の問題で水位を上げるという話についての説明が、どうも基本的なところが説明されてないので、きょうは特に傍聴者の方も多いの、あれでは何をしようと検討しようとしているのかちょっとわからないだろうと。ポイントだけは説明しておいた方がよいと思いますので…。

ですから、たくさんありますけれども、1つは、水位を上げるということによって、琵琶湖は実はたなの部分が狭いんです。そこを水陸移行帯という言葉で言われていますけれども、これを回復するという。これが決定的に大きい。それからもう1つは、水位を下げたことで大きな打撃があったのは水質の問題です。これは洗堰を操作する討議の場合にも、これはえらいことになる。水質が変わってしまって、特に私なんか関係している漁業なんていうのは壊滅的になるということ。盛んに言うたけれども、抹殺されました。しかし、それが回復できるという期待は物すごく大きいのです。そういう水質の問題まで大きく効いてくるということ、それから水陸移行帯を回復できるということ。最大はこの2つのポイントだと思うので、これは承知しておいていただきたいと思っています。

○芦田委員長

嘉田さんのあれについて、補足説明みたいな格好でございますね。そのほか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○芦田委員長

それでは、ここで一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思います。はい、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

月ヶ瀬憲章の会の浅野です。長い間いろいろとご苦勞を重ねられて審議していただいて、それはありがたいと思いますが、ちょっとこの案に対して批判といいますか、欠落しているところをお示しして、それを入れていただきたいと思っています。

提言では「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし」云々として「かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」という文言がありまして、そしてその後、基礎原案でこの部分が欠落しているということで、これは「重大な不備である」と指摘したはずなんです。この部分は、新河川法で

いま一步踏み込めなかった「河川にかかわる公共事業の民主化」、そして「国民主権の具体的な確保」という、すばらしい方策であり意見だと思います。この部分が今回の基礎案でも欠落しているわけなんです。このことに関して基礎原案と同様に、この意見書で、それは「重大な不備である」と指摘すべきではないでしょうか。そうでないと、基礎原案と基礎案がこの提案を受け入れず、頑固に官僚主導の方向をとったように思いますし、委員会はそういう方向に屈伏したんじゃないでしょうか。以上です。

○芦田委員長

そのほか、ございませんか。どうぞ。

○傍聴者（増田）

箕面の増田京子です。今もご意見がありましたけれども、ダムにつきましたの意見書といいますか、それにつきましたは私も少々、もうちょっと踏み込んでいただきたかったなという思いを持っております。特に、いつも言うておりますように私は箕面ですので余野川ダムですけれども、これが丹生ダムと同じような感覚で取り上げられているんじゃないかなという思いがします。余野川ダムについてはもう本当に、治水効果というか、それがほとんど、ないとは言いませんけれども、ほかの代替案で十分いけるという状況でありながら、まだ精査検討ということはちょっと、これが委員会の判断なのかという思いを持っております。

けれども、きょうは私はこれに関してよりも、琵琶湖の水位操作を出された琵琶湖部会の皆さんには本当に敬意を表したいと思います。本来なら、ここから話が始まるべきではなかったのかなという思いをしながら、きょうは感動をもって聞かせていただきました。この水位操作のことは琵琶湖だけの話じゃなくて、本当は淀川全体にかかわることです。そして、私たちの生活も見直さなければいけないということも内容的に含まれておりますので、ぜひこれは流域委員会の意見として取り上げていただきたい。今までの国の利水のあり方、治水のあり方を問いたすような内容になっていると私は思いますので、これを委員会の意見として出していただきたいなということを強く思っています。

それからもう1つ、これは次の委員会に引き継がれるのかどうか分かりませんが「可及的速やかに」ということがいつまでなのか。いつまで私たちはその精査検討を待たなければいけないのかというか、できましたら次の22日に出されます最終案には、この「可及的速やかに」というのは1年や2年後じゃないよ、1年以内だよとか、何かそういうふうな期限を切っていただきたいなということを強く思います。いつまでも精査検討、そして環境もまだまだ調査するんだと言われていたら、いろんなことが前に進まないと思いますので、その辺をお示しいただければと思ってお

ります。よろしくお願いします。

○芦田委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

京都の桂川流域住民の酒井と申します。今の箕面の方の発言と一番最初の方の意見、それから塚本委員の意見にありました、「住民参加」のことについて、補強する意見が出ています。

何を言いたいかと申しますと、400回ですか、これだけ4年間議論してきた、これは敬意を表します。次期流域委員会の委員の方は大変だと思うんです。新聞報道は問題の先送りとか、そうじゃないとか、いろいろ議論はあります。それぞれ専門家、先生方が議論されて現場を歩いて見聞きしてきた経験、知識、今まで博学、専門のそれぞれの立場で意見を述べてられました。日本の議会制民主主義にかかわる問題です。流域住民の参加、市民参加も、まだまだ議論の掘り下げが足りません。住民、市民は本当にこの流域委員会に注目してますでしょうか。議論し、居住地に帰られて、地域社会を見られて、対話、コミュニケーションをとられているでしょうか。その辺が一番欠落していると思います。

幾らいい結論が出て、淀川モデルなるものが、この4年間で一応の区切りはつけられると思います。実際にはまだまだ住民参加、環境の課題というのは本来、国の方から提示して下さい。各河川事務所長も宮本部長も各河川の管理者も見えておられているわけです。よくよく御存じなはずです。住民が考えておられるということ。国がこういうことをやるから聞きなさいと。それで形だけの住民参加の会議をやって、これだけの時間と費用をかけてこういう結論しか出ないというのは、この結論が住民にわかってない、わかりやすくなってない。地方議会にも反映されてない。国の全体の将来的な河川行政、河川法改正も含めて、次期委員会でやって下さい。芦田委員長の見解で結構です。次回委員会に国土交通省北側大臣を招請し、しっかりと提言して下さい。

「住民参加」というのは、国がああだこうだ、「よろしむべし、知らしむべからず」というようなやり方を何百年とずっとやってきたんです。それがまだこの時点で、平成17年でクリアできてない。各地域で議論が出てないですよ。皆さん協力はされていますが、まだまだです。今回も多くの傍聴の方が来られています。国交省の役人さんがほとんどです。地方議会なり議員の方、住民の方も含めて、入ってこれない状況というのもあるわけですよ。それを、こうだ、こう決めた、こういう形でやりました。無理があるんじゃないでしょうか。まだまだ地域住民の方は理解していません。報道のされ方にも問題あるわけですが、そこまで掘り下げてない。日常の生活に直結してないと思います。以上です。

○芦田委員長

どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（秋葉）

三重県伊賀市の水道事業を担当させていただいております職員の秋葉と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。ご意見を述べる機会をいただきまして本当にありがとうございます。特に川上ダム関係の利水の面でございますが、この意見書案の中で既にいろいろとご議論いただいておりますが、「三重県については水事業を見直して縮小することになっているものの未確定な要素があり、ここでは一応ダム建設の効果の検討対象から除外する」とうたわれております。

ご案内のとおり、三重県企業庁で現在、川上ダムを水源とする伊賀水道用水供給事業という事業を平成10年度から進めていただいております。この伊賀地方におきまして水道管の布設ということで、約47%ほど水道管の布設が終わっていると聞いております。浄水場の建設につきましても、それぞれ準備していただいております。当初、平成17年度から給水をしていただくということでお聞きしておりましたが、当然このダム事業のおくれもございまして、取水時期がおくれるということになってきております。これは伊賀地域の安定的な水道用水の確保の点から、不可欠の事業ということで我々は考えさせていただいております。当然のことながら、当該行政でございます三重県、伊賀市でございますが、川上ダムは水源として必要不可欠な事業といたしております。水資源機構に対しましても、急いでほしいということで要求をさせていただいております。

この中で、当委員会さんは「検討対象から除外する」というような見解を示されております。これは当該住民に対しまして行政的な立場から申し上げますと到底考えられないというようなことでございますので、よろしくこの点お願いしたいと思います。

それから、水利権の確保と申しますと確実な水源となつてまいるわけでございますが、この中で現在このダムの利水に関しまして、ほかの方法、ほかから融通をせよというようなご意見もあるようでございますが、これらの意見につきましては当然のことながら、具体性に欠けているというぐあいに思わざるを得ません。行政の立場からすれば到底容認はできないというような思いでいっぱいでございます。

それから、このダム事業の時期、事業の工期がおくれてまいりますと、我々に対して、ダム事業に対する負担というのがふえてまいるというようなことでございますので、このことが大変深刻な事態を呼んでくるというぐあいに思っておりますので、今ご意見をお聞きしておりましたんですが、少し無力感を感じながらお聞きしておまして、当委員会としましても当然、地元の実情というのもよくご理解いただきまして的確な意見というのをぜひよろしくお願いしたいということで、意見

■淀川水系流域委員会 第37回委員会（2005/1/11）議事録

として表明させていただきます。どうもありがとうございました。

○芦田委員長

はい、どうも。そのほかございませんでしょうか。

それでは、流域委員会をこれで終わりたいと思います。マイクを庶務に返します。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで淀川水系流域委員会第37回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○芦田委員長

記者会見を。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

よろしいでしょうか。この後、記者会見をさせていただきます。会場の都合で本会場を若干模様がえして、それに対応させていただきたいと思いますので、準備ができますまで関係者の方々、今しばらくお待ちいただきたいと思います。会見はこの会場で行います。よろしくお願いいたします。

〔午後 4時07分 閉会〕

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。